

別表

特定保育（保育に限る）又は特定地域型保育を受けたときの利用者負担額（平成30年度）

各年度4月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		月額					
階層区分	定義	3歳未満児		3歳以上児			
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間		
第1	生活保護世帯等	円 0	円 0	円 0	円 0		
第2	第1階層を除き、当該年度分（4月から8月までにあつては前年度分。）市町村民税非課税世帯	ひとり親世帯等	0	0	0	0	
		ひとり親世帯等以外の世帯	1,900	1,900	1,300	1,300	
第3	第1階層を除き、当該年度分（4月から8月までにあつては前年度分。）市町村民税課税世帯であつて、その所得割の額が次の区分に該当するもの	48,600円未満	ひとり親世帯等	3,600	3,550	2,450	2,400
			ひとり親世帯等以外の世帯	8,200	8,100	5,900	5,800
第4	48,600円以上 57,700円未満	ひとり親世帯等	6,100	6,000	5,150	5,050	
		ひとり親世帯等以外の世帯	12,200	12,000	10,300	10,100	
第5	57,700円以上 63,300円未満	ひとり親世帯等	6,100	6,000	5,150	5,050	
		ひとり親世帯等以外の世帯	12,200	12,000	10,300	10,100	
第6	63,300円以上 77,101円未満	ひとり親世帯等	9,000	9,000	6,000	6,000	
		ひとり親世帯等以外の世帯	18,400	18,200	15,100	14,900	
第7	77,101円以上 97,000円未満		18,400	18,200	15,100	14,900	
第8	97,000円以上 110,000円未満		26,000	25,700	17,600	17,300	
第9	110,000円以上 169,000円未満		30,300	30,000	18,400	18,100	
第10	169,000円以上 301,000円未満		41,800	41,300	18,600	18,100	
第11	301,000円以上 397,000円未満		42,600	42,000	19,000	18,400	
第12	397,000円以上		47,600	46,800	24,900	24,100	

備考

- 1 この表において「生活保護世帯等」とは、生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の推進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯をいう。
- 2 この表において「ひとり親世帯等」とは、次の各号のいずれかに該当する世帯をいう。
  - (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯
  - (2) 次のいずれかに該当する者を有する世帯
    - ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
    - イ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者

- ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
  - エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児
  - オ 国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者
  - カ 生活保護法に定める保護基準に準じ、生活に困窮していると町長が認める世帯
- 3 この表における「保育標準時間」及び「保育短時間」とは北方町保育の必要性の認定等に関する規則（平成27年北方町規則第7号）に定める保育必要量の認定における区分のことをいう。
- 4 この表における所得割（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号に規定する所得割をいう。以下同じ。）の額の計算については、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第6項の規定は適用しないものとする。
- 5 この表における子どもの年齢計算については、子どものための教育・保育給付に係る教育又は保育が行われた日の属する年度の初日の前日を基準日として行うものとし、その年齢は当該年度中に限り変更しないものとする。
- 6 生計を一にする世帯に属する子どもが支給認定子どものみである場合の利用者負担額の月額額は第1子（当該支給認定子どものうち、最年長の者をいう。以下この項において同じ。）についてはこの表に掲げる額の全額とし、第2子（当該支給認定子どものうち、第1子を除き最年長の者をいう。以下この項において同じ。）については同表に掲げる額の2分の1に相当する額とし、第3子以降の子ども（当該支給認定子どものうち、第1子及び第2子以外の者をいう。）については0円とする。
- 7 生計を一にする世帯において、支給認定子ども及び次の各号に該当する子どもがいる利用者負担額の月額は、これらの者のうち最年長のもの（以下この項において「第1子」という。）が支給認定子どもであるときはこの表に掲げる額の全額とし、第1子を除き最年長の者（以下この項において「第2子」という。）が支給認定子どもであるときは同表に掲げる額の2分の1に相当する額とし、第3子以降の子ども（第1子及び第2子以外の者をいう。）については0円とする。
- (1) 学校教育法第1条に規定する幼稚園のうち、特定教育・保育施設でないものに在籍する子ども
  - (2) 学校教育法第76条第2項に規定する特別支援学校の幼稚部に在籍する子ども
  - (3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援又は同条第3項に規定する医療型児童発達支援を利用している小学校就学前子ども
  - (4) 児童福祉法第43条の2に規定する情緒障害児短期治療施設の通所部に在籍する小学校就学前子ども
- 8 市町村民税所得割の額が57,700円未満のひとり親世帯等以外の世帯において、生計を一にする負担額算定基準者（支給認定保護者に監護される者、支給認定保護者に監護されていた者及び支給認定保護者又はその配偶者の直系卑属）が2人以上いる場合の利用者負担額は、この表を適用する児童が第1子の場合はこの表に掲げる額の全額とし、第2子については同表に掲げる額の2分の1に相当する額とし、第3子以降の子どもについては0円とする。
- 9 市町村民税所得割の額が77,101円未満のひとり親世帯等の世帯において、生計を一にする負担額算定基準者（支給認定保護者に監護される者、支給認定保護者に監護されていた者及び支給認定保護者又はその配偶者の直系卑属）が2人以上いる場合の利用者負担額は、この表を適用する児童が第1子の場合はこの表に掲げる額の全額とし、第2子以降の子どもについては0円とする。
- 10 市町村民税非課税のひとり親世帯等以外の世帯において、生計を一にする負担額算定基準者（支給認定保護者に監護される者、支給認定保護者に監護されていた者及び支給認定保護者又はその配偶者の直系卑属）が2人以上いる場合の利用者負担額は、この表を適用する児童が第1子の場合はこの表に掲げる額の全額とし、第2子以降の子どもについては0円とする。
- 11 市町村民税所得割の額が57,700円以上97,000円未満のひとり親世帯等以外の世帯及び市町村民税所得割の額が77,101円以上97,000円未満のひとり親世帯等の世帯において、保護者が現に扶養している児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者とする）が3人以上いる場合の利用者負担額は第3子以降を0円とする。
- 12 児童福祉法第6条の4に規定する里親に委託された子どもに係る利用者負担額は、この表の規定にかかわらず0円とする。